

○「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」報告書（抜粋）

第三 今後の「被害者救済対策」等

2. 現在の被害者救済対策等の課題

（5）損害賠償の保障の向上の余地

自賠責保険では、交通事故による脳損傷のため認知障害とともに人格障害が生じ、仕事や日常生活に支障を来す高次脳機能障害について、平成13年に他の保険制度に先駆けて、国土交通省や損害保険料率算出機構により独自の認定システムが構築された。しかし、高次脳機能障害の治療等に携わる医師等から、現行の認定システムで認定されない高次脳機能障害者が存在するのではないか、との指摘が未だに存在する。

6. 損害賠償の保障の充実

（1）高次脳機能障害認定システムの充実

自賠責保険における高次脳機能障害は、自賠責保険の損害調査を行う損害保険料率算出機構において、専門家で構成される審査会の審査に基づき認定されており、平成13年の認定システム構築後も随時見直しが行われてきた。しかし、労災保険認定基準改正に伴う平成15年の見直しから2年間が経過しており、現行のシステムをフォローアップすべき時期が来ている。

そこで、同機構内に検討委員会を設置し、現行の高次脳機能障害認定システムに係る問題の有無等について、客観的な立場の専門家の意見を踏まえつつ検討すべきである。